
酒田地区広域行政組合
汚泥再生処理センター
施設整備事業
実施方針

令和6年12月

酒田地区広域行政組合

酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業実施方針

目 次

用語の定義	1
第1章 事業内容	3
第2章 入札参加に関する条件等	8
第3章 事業者の選定	11
第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
第6章 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	12
第7章 事業の継続が困難となった場合の措置	12
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	13
別紙1 建設予定地	14
別紙2 事業スキーム（例）	15
別紙3 リスク分担表	17

用語の定義

No	用語	定義
1	汚泥再生処理センター	し尿、浄化槽汚泥等を処理対象物とする処理施設の総称とし、処理棟、車庫・倉庫、資材置場、洗車場及び外構等のすべての施設、設備を含めていう。
2	本組合	酒田地区広域行政組合をいう。
3	本事業	本組合が実施する酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業をいう。
4	本施設	本事業において設計・建設され、運営・維持管理される汚泥再生処理センターを総称して又は個別にいう。
5	処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥を総称していう。
6	事業期間	設計・建設期間及び運営・維持管理期間から構成される約18.5年間をいう。
7	設計・建設期間	特定事業契約の本契約成立から令和10年（2028年）9月30日までの期間をいう。
8	運営・維持管理期間	令和10年（2028年）10月1日から令和26年（2044年）3月31日までの約15.5年間をいう。
9	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
10	構成企業	落札者を構成する企業であり、建設事業者および運営事業者、協力企業の総称をいう。
11	設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
12	運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
13	運営事業者	本施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
14	事業者	本事業を実施する者として選定された落札者をいう。
15	し渣	処理対象物に含まれ、きょう雑物除去設備で除去される紙類、プラスチック類、繊維類等をいう。
16	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者をいう。
17	入札説明書	入札公告時に公表する「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業 入札説明書」をいう。
18	要求水準書	入札公告時に公表する「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業 要求水準書」をいう。
19	落札者選定基準	入札公告時に公表する「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業 落札者選定基準」をいう。
20	入札説明書等	本組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
21	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本組合と落札者の間で締結される酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業基本協定書に基づく協定をいう。

No	用語	定義
22	特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
23	P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。
24	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
25	協力企業	落札者の構成企業のうち、本事業の実施に際して、設計・建設業及び運営・維持管理業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
26	管内企業	組合管内に本店等を有する企業をいう。
27	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
28	組合管内	酒田地区広域行政組合を構成する酒田市、庄内町、遊佐町の管内をいう。
29	基本契約	本事業の実施に際し、本組合と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業基本契約書に基づく契約をいう。
30	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本組合と建設事業者との間で締結される酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
31	運営・維持管理業務委託契約	運営・維持管理業務に係る本組合と運営事業者との間で締結される酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。

第1章 事業内容

1 事業名称

酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業

2 事業の目的

酒田地区広域行政組合（以下「本組合」という。）が実施する「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業」（以下「本事業」という。）は、汚泥再生処理センター（以下「本施設」という。）の設計・建設及び運営・維持管理について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質の更なる削減を図りつつ、循環型社会の構築に向けた資源回収を進めるため、安全かつ安定的に事業を運営することを目的とする。

3 公共施設等の概要

(1) 名称

酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター

(2) 建設予定地（別紙1建設予定地参照）

ア 所在地 山形県酒田市広栄町三丁目133番地

敷地面積 約2,440 m²（主たる施設とその付帯設備の建築可能面積）

(3) 施設の概要

施設の種類	概要	
汚泥再生処理センター	処理方式	水処理：前脱水＋希釈＋下水道放流方式 資源化：汚泥助燃剤化方式
	処理能力	47kL/日 （し尿7kL/日、浄化槽汚泥39kL/日、農業集落排水汚泥1kL/日）

4 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間：特定事業契約の本契約成立日
（令和7年8月下旬（予定））から約18.5年間

設計・建設期間：特定事業契約の本契約成立日
（令和7年8月下旬（予定））から令和10年9月30日

運営・維持管理期間：令和10年10月1日から令和26年3月31日まで15.5年間

5 事業方式

本事業はDBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

本組合は本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達し、本施設を所有する。なお、本施設の設計・建設については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

落札者の構成企業は選定事業者（以下「事業者」という。）として、本組合の所有となる本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係る本事業を一括して行うものとする。なお、本事業は、運営事業者としてSPC（特別目的会社）の設立を必置としていない。本事業スキーム例を「別紙2 事業スキーム（例）」に示す。

本組合は本施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年以上の使用を前提として本業務を行うこととする。

6 事業範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。（詳細は入札説明書に示す。）

(1) 事業者が実施する業務範囲

ア 本施設の設計・建設業務

(ア) 本施設の設計に関する業務

- a 本施設の設計
- b 本組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- c 本組合の交付金等申請支援
- d 本組合が行うその他許認可申請支援

(イ) 本施設の建設に係る業務

- a 本施設の建設
- b 事業実施区域内の既存構造物の撤去
- c 建設工事に係る許認可申請等
- d 住民対応（建設事業者が実施する業務に起因するもの）

イ 本施設の運営・維持管理業務

(ア) 本施設の運営に関する業務

受付・受入管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、資源物・残渣物管理業務、その他関連業務等

(イ) し渣の適正処理運搬業務

(ウ) 住民対応（運営事業者が実施する業務に起因するもの）

(エ) その他管理業務

(2) 本組合が実施する業務範囲

ア 本施設の設計・建設に係る業務

- (ア) 用地の準備
- (イ) 本施設に係る環境影響評価の実施
- (ウ) 本施設の設計・建設モニタリング
- (エ) 住民への対応（建設事業者が実施する業務以外）
- (オ) 本施設の交付金等申請

イ 本施設の運営に関する業務

- (ア) 住民対応（運営事業者が実施する業務以外）
- (イ) 行政視察への対応
- (ウ) 本施設の処理対象物の搬入
- (エ) 資源物・残渣物の管理業務
- (オ) 行政手続等の対応

(3) 事業者の収入（本組合からの支払分）

ア 設計・建設業務に係る対価

本組合は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

イ 運営・維持管理業務に係る対価

本組合は、本施設の運営・維持管理業務に係る対価について、固定料金、変動料金（処理対象物の搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

7 事業者の募集及び選定の手順（予定）

(1) 契約締結までの流れ

実施方針の公表から契約締結に至るまでの流れは図1のとおりである。

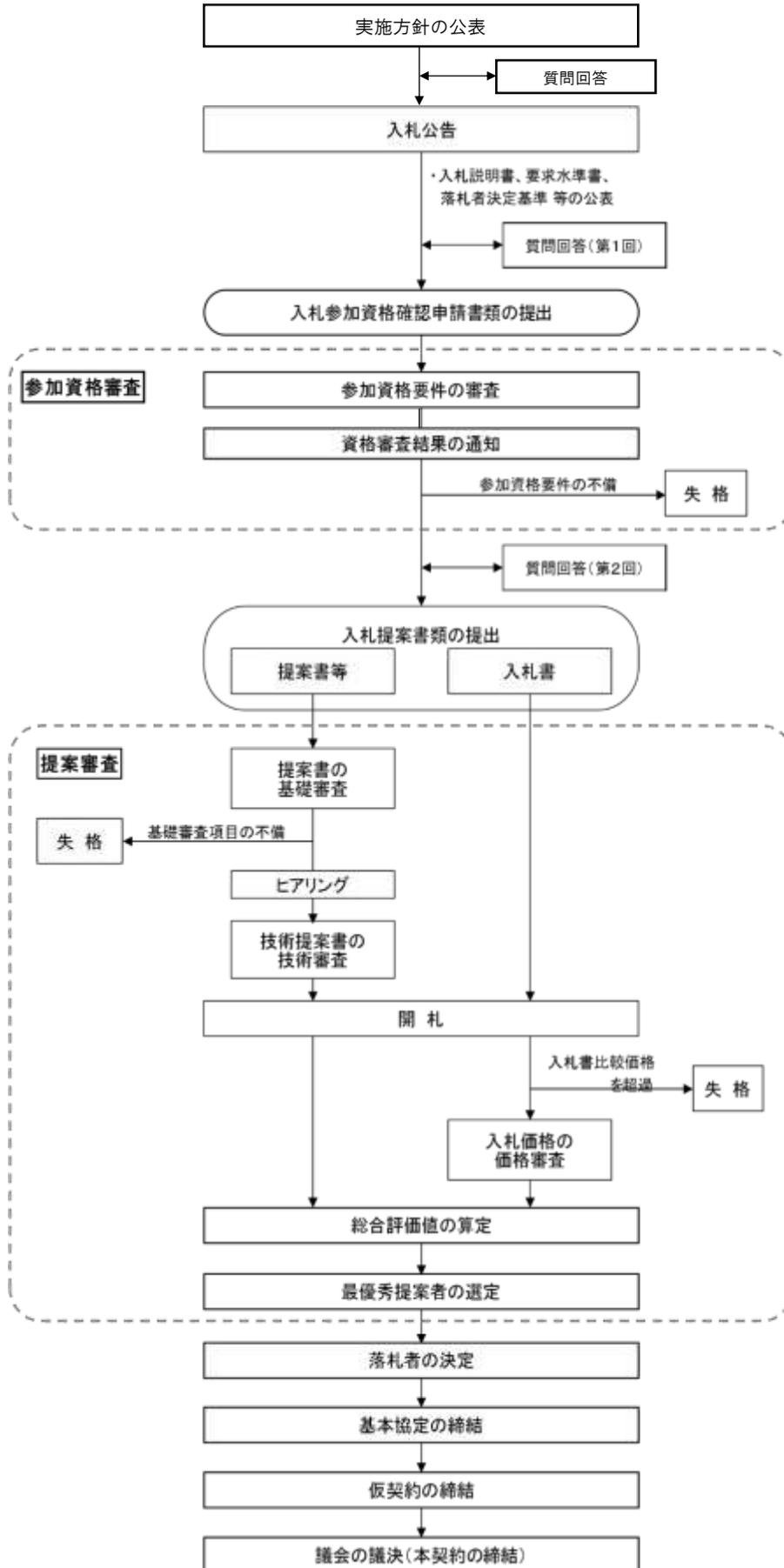


図1 契約締結までの流れ

(2) 事業者選定スケジュール

本事業における事業者選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

日 時	内 容
令和6年 12月6日	実施方針の公表
令和6年 12月6日 ～12月13日	実施方針に対する質問・意見の受付
令和6年 12月25日	実施方針に対する質問の回答
令和7年 1月 下旬	特定事業の選定の公表
令和7年 2月 下旬	入札公告及び入札説明書等の公表
令和7年 3月 月上旬	現地見学会
令和7年 3月 月中旬	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和7年 3月 月中旬	入札説明書等に関する質問回答（第1回）
令和7年 3月 月下旬	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和7年 4月 月上旬	資格審査結果の通知
令和7年 4月 月上旬	資格審査結果に関する説明要求の受付
令和7年 4月 月中旬	資格審査結果に関する説明要求の回答
令和7年 4月 月中旬	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
令和7年 4月 月下旬	入札説明書等に関する質問回答（第2回）
令和7年 5月 月下旬	入札提案書類の受付期限
令和7年 7月 月上旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査
令和7年 7月 月上旬	開札
令和7年 7月 月中旬	審査結果通知及び結果の公表落札者の決定及び公表
令和7年 7月 月下旬	基本協定締結
令和7年 8月 月下旬	特定事業契約仮契約締結
令和7年 8月 （予定）	特定事業契約本契約成立

(3) 実施方針に対する質問・意見の受付

ア 受付期間

令和6年12月6日（金）～令和6年12月13日（金）午後5時まで

イ 提出方法

実施方針に対する質問・意見書（任意様式）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。

ウ 提出先

酒田地区広域行政組合事務局管理課

メールアドレス: koiki-kanri@city.sakata.lg.jp

エ 回答方法

質問への回答は、令和6年12月25日（水）に本組合のホームページにて公表する。

オ その他

「質問」として提出された場合であっても、本組合にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には、「意見」として取扱い、また、「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がない場合は、回答を差し控える。

(4) 特定事業の選定の公表

実施方針に対する質問・意見を踏まえ、PFI法に準じて実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、令和7年1月下旬に公表する。

(5) 入札公告及び入札説明書等の公表

本組合は、本事業を特定事業として選定した場合、実施方針に対する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和7年2月下旬に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を本組合のホームページ等にて公表する。

(6) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

(7) 入札参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書、参加資格確認申請書等資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

(8) 入札提案書類の受付

本事業に関する入札書及び技術提案書（以下、入札書と技術提案書を総称して「入札提案書類」という。）を令和7年5月下旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

8 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

9 事業終了後の措置

運営事業者は、運営・維持管理期間終了後も本施設を継続して使用することに支障がない状態であることを運営・維持管理期間満了日前に確認し、事業終了後も適切な点検、補修などを行うことで1年以上の継続運転を可能にすること。

第2章 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、建設事業者と運営事業者と一部を請負又は受託することを予定している企業（以下、「協力企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、建設事業者と運営事業者のみとすることも可能とする。なお、構成企業は参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・建設業務において、本組合と建設工事請負契約を締結する者は、構成企業とならなければならない。
- (3) 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- (4) 入札参加者は、「本章2（2）本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全てを満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は、入札手続き等を行うものとする。
- (5) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、特段の事情があると本組合が認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業も、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。
- (7) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (8) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下の(1)から(3)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(1) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は設計・建設事業者又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たす管内企業であること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、本組合、酒田市、庄内町または遊佐町の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が800点以上であること。

(2) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は建設事業者として代表企業となり、次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつし尿処理施設又は汚泥再生処理センター建設工事の経験（新設・更新）がある技術者を、建設工事に専任で配置できること。

ウ プラント建設企業にあつては、参加表明書の提出期限日において、本組合、酒田市、庄内町または遊佐町の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。

エ 平成26年4月1日から令和6年12月31日までに稼働した循環型社会形成推進交付金または廃棄物処理施設整備費国庫補助金による汚泥再生処理センターまたはし尿処理施設の建設工事（新設・更新）の元請受注実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

オ 本施設のプラントの設計・施工を適切に行う基本的な技術力を有していること。（「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について」（平成12年10月6日生衛発第1517号（平成15年12月19日環廃対発第031219003号一部改正））別添1「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針」第4-1-(2)及び第4-2-(2)に示される事項について証明できること。）

(3) 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理を行う者は運営事業者及び協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は運営事業者で次の要件を全て満たすこと。

ア 参加表明書の提出期限日において、本組合管内（酒田市、庄内町、遊佐町）に本社又は営業所等を有すること。ただし、営業所等に関しては本社より入札に係る権限の委任を受けていること。

イ 国土交通省の下水道処理施設維持管理業者登録された登録業者であるとともに、地方公共団体若しくは一部事務組合が設置したし尿処理施設又は下水処理場若しくは集落排水施設における水処理に係る3年以上の運転管理業務実績を有すること。

3 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 本組合、酒田市、庄内町または遊佐町の最新の建設工事等入札参加有資格者名簿または物品調達等競争入札有資格者名簿のいずれにも登録されていない者。
- (3) 本組合、酒田市、庄内町または遊佐町の建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- (9) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (10) 国税又は地方税を滞納している者。
- (11) 本組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

4 参加資格の確認

- (1) 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断した場合は、本組合と協議を行うものとする。
- (4) 落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本組合は落札者と特定事業契約を締結しない場合がある。
この場合において、本組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5 地元企業の活用及び雇用等への配慮

設計・建設工事の一次下請及び二次下請には、本組合管内に本店等（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する事業者を活用するように努めること。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に管内企業を活用するように努めること。

なお、雇用についても、地元雇用に配慮すること。

6 共同企業体の設立に関する要件

(1) 建設工事の共同企業体

本事業の建設工事の施工を目的として、共同企業体を結成し工事にあたる場合は、以下によるものとする。

ア 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

イ 共同企業体の形態（共同施工方式・分担施工方式）は、任意とする。

ウ 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、本事業において中心的な役割を担う汚泥再生処理センターのプラント設備の設計・建設を行う者のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。

エ 本組合と契約を締結した共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、共同企業体参画事業者は、連帯してその責を負うものとする。

オ 共同企業体の分担施工方式を選択した場合でも、当該工事の契約不適合責任の存続期間を含め、公文書の使用を含めた本組合との窓口は、すべて代表企業が担うものとする。

(2) 運営・維持管理業務の共同企業体

本事業の運営・維持管理業務を目的として、共同企業体を結成し業務にあたる場合は、以下によるものとする。

ア 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

イ 代表者は、当該業務に類似の業務を履行した実績を有し、かつ、出資の割合が運営事業者の中で最大の者でなければならない。

第3章 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設、運営・維持管理等の提案内容、本組合の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、上記の方法をもって落札者を決定する。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、「酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業総合評価審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(3) 落札者の決定

本組合は、審査委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本組合のホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本組合と事業者の責任分担は、原則として「別紙3 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

本組合は、事業者が実施する本施設の整備及び運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

また、運転・維持管理業務の実施状況について、事業者の提供するサービスが要求水準書及び運転・維持管理契約書に定める水準に達していないと本組合が判断した場合は、事業者に対して是正勧告を行い、実施の状況により委託料の減額等の措置を行うものとする。

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 計画に関する事項

(1) 本施設

所在地	山形県酒田市広栄町三丁目133番地
敷地面積	約48,000 m ²
建築面積	約2,440 m ²
区域区分	酒田市都市計画区域（市街化区域）
用途地域	準工業地域
容積率	20/10以下
建ぺい率	6/10以下
その他	最も高い地点の標高4.5mから2mの浸水対策が必要

第6章 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合、本組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、山形地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合の措置

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、本組合は、特定事業契約を解除することができる
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は特定事業契約を解除することができる。
- (3) 上記(1)及び(2)により本組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
- (2) 上記(1)により事業者が特定事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本組合は、本業務に関する法制上及び税制上の措置の支援を予定しないものとする。法改正等により措置が適用される場合には、適切な措置を行うことができるように努める。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点で本組合は、事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本組合は、契約の締結にあたっては、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

2 書類提出に伴う費用負担

各種応募書類提出にかかる費用、提案書類作成費用等は、すべて事業者の負担とする。

3 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

酒田地区広域行政組合事務局管理課 〒998-0104 山形県酒田市広栄町三丁目 133 番地 T E L : 0234-31-2882 F A X : 0234-31-2883 電子メール : koiki-kanri@city.sakata.lg.jp
--

別紙 1 建設予定地

図 2-1 予定地の位置図



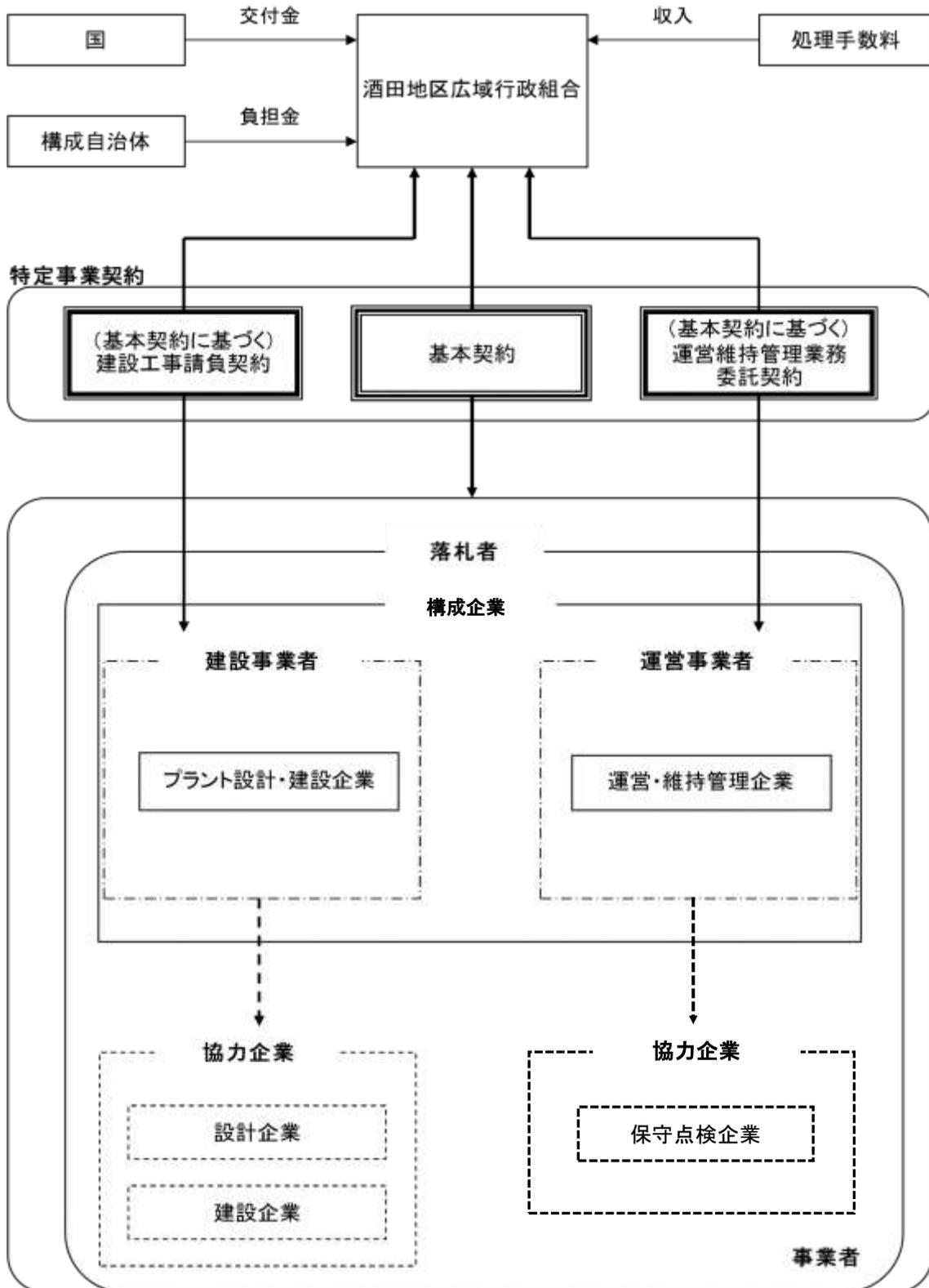
出典：地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>)

図 2-2 建設予定地

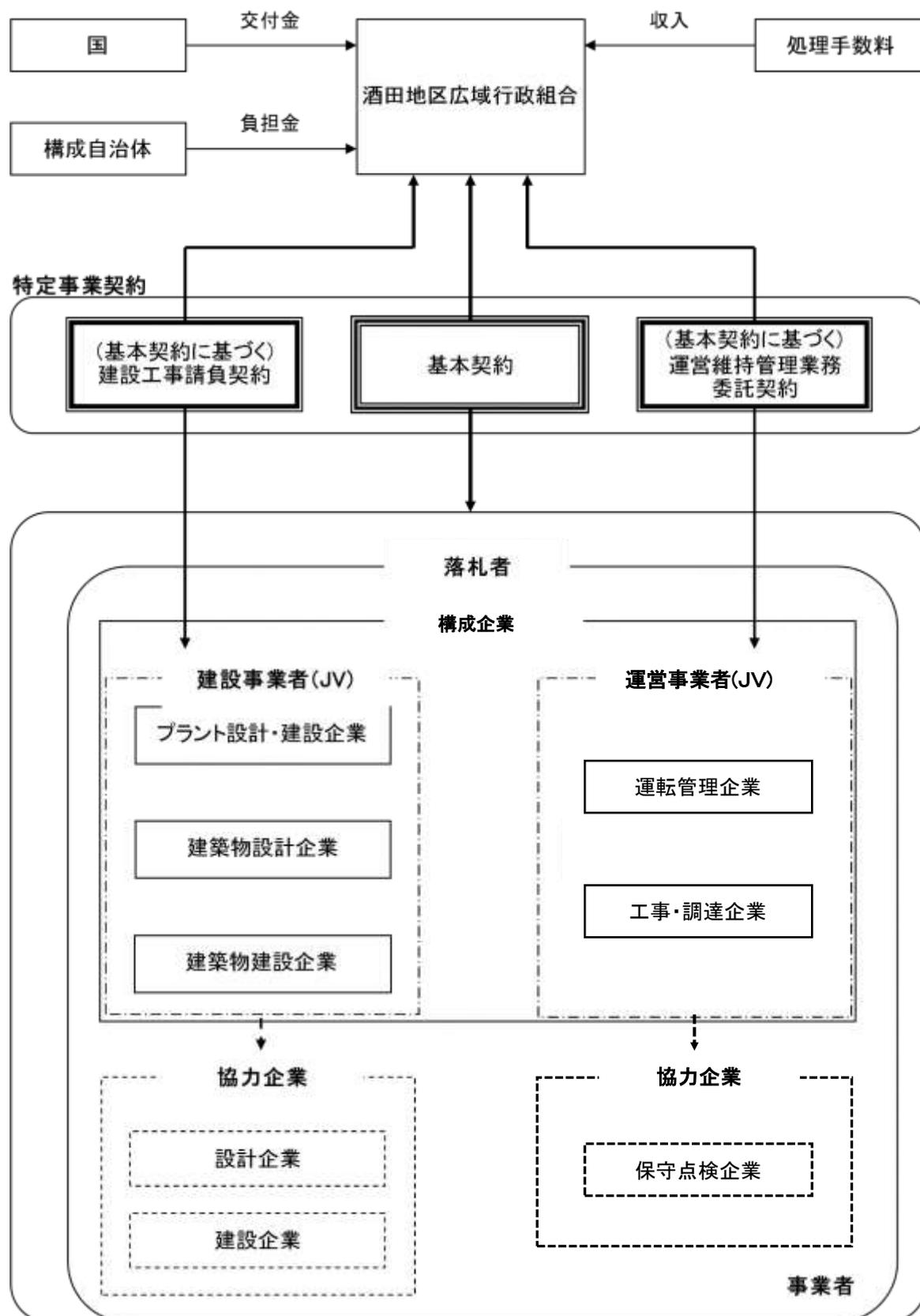


別紙2 事業スキーム（例）

本事業の事業スキーム（例）（建設事業者及び運営事業者が1者で応募する場合）



本事業の事業スキーム（例）（共同企業体で応募する場合）



※ 基本契約は、本組合と落札者との間で締結する。

※ 運営・維持管理業務委託契約は、本組合と運営事業者との間で締結する。

※ 上記の事業スキームは考えられる一例を示したものである。

別紙3 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		組合	事業者	
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク ^{注1)}	組合の事由により契約が結べない等	△	△
		事業者の事由により契約が結べない等	△	△
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの	○	○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	入札リスク	入札費用に関するもの		○
	物価変動リスク ^{注2)}	施設の供用開始前のインフレ、デフレ	○	△
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ	○	△
事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	組合の指示、組合の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク ^{注3)}	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	△	
設計段階	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
上記以外の要因によるもの			○	

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準書の不適合(施工不良を含む)		○	
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク ^{注4)}	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク ^{注5)}	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等	○	△
	性能リスク	要求水準書の不適合		○
	施設契約不適合リスク	事業期間中における施設契約不適合に関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注4) 受入廃棄物の質の変動については、設定性状に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

注5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画処理量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

※：本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、各契約書(案)等において示す。